

本人外収集に関する事項

項 目	内 容
業務・事業の名称	プレミアム付商品券事業
収集の相手方	<ol style="list-style-type: none"> 1 国・東京都（ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）受給者及びハンセン病療養所入所者家族生活援護費受給者の場合） 2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市（小規模住居型児童養育事業・里親・障害児入所施設・指定医療機関・乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童自立生活援助事業の場合） 3 市区町村（障害者支援施設・のぞみの園の場合） 4 都道府県（婦人保護施設の場合） 5 都道府県・市区・福祉事務所設置町村（母子生活支援施設の場合）
収集する個人情報項目	<p>上記 1 について</p> <p>氏名 住所 生年月日 性別 支給開始日 支給停止日 支給廃止日</p> <p>上記 2～5 について</p> <p>氏名 生年月日 性別 住民票所在地 施設所在地（施設名） 入所等年月日 退所等年月日</p>
本人以外のものから収集する理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請勸奨対象者の把握 ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）受給者及びハンセン病療養所入所者家族生活援護費受給者は商品券の購入対象外であることから、申請勸奨を行うに当たりこれらの者を除外するために、該当者の個人情報を本人外収集する必要がある。 2 施設入所等児童等の把握 施設入所等児童等については、施設所在自治体が購入引換券の交付を行う等特別な対応を実施することから、入所の措置等を行った自治体が、施設所在自治体及び住民票所在自治体に対し、当該施設入所等児童等に係る情報提供を行うこととしている。そのため、入所の措置等を行った自治体から当該施設入所等児童等に係る個人情報を本人外収集する必要がある。
収集の方法	該当者のリストを電子メール又は郵送により収集する。

<p>本人通知</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> できる</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> できない(その理由)</p> <p>墨田区が申請勸奨及び購入引換券の送付を行う者に対しては、申請勸奨及び購入引換券の送付を行う際に併せて通知する。</p> <p>墨田区が申請勸奨及び購入引換券の送付を行わない者に対しては、本人外収集したことのみを通知すると、本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、事業の概要及び個人情報の利用について、区ホームページ等により周知を行う。</p>
<p>備考</p>	<p>施設入所等児童等について、墨田区が住民票所在自治体である場合は、保護者に情報が流出することを防ぐため、施設所在地(施設名)の情報は収集しない。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>産業観光部 産業振興課 プレミアム商品券担当</p>

目的外利用に関する事項

項 目	内 容	
目的外利用される 個人情報記録の 名称及び項目	記 録 名	項 目
	1 生活保護被保護者台帳 (福祉保健部生活福祉課保有)	氏名 住所 生年月日 性別 保護開始日 保護停止日 保護廃止日
	2 中国残留邦人等支援給付受給者 リスト (福祉保健部生活福祉課保有)	氏名 住所 生年月日 性別 支給開始日 支給停止日 支給廃止日
	3 障害者支援施設等入所者リスト (福祉保健部障害者福祉課保有)	氏名 生年月日 性別 住民票所在地 施設所在地(施設名) 入所等年月日 退所等年月日
	4 母子生活支援施設入所者リスト (福祉保健部生活福祉課保有)	氏名 生年月日 性別 住民票所在地 施設所在地(施設名) 入所等年月日 退所等年月日
	5 虐待による入所等障害者リスト (福祉保健部障害者福祉課保有)	氏名 住所 生年月日 性別 入所等年月日
6 虐待による入所等高齢者リスト (福祉保健部高齢者福祉課保有)	氏名 住所 生年月日 性別 入所等年月日	
目的外利用する 業務・事業の名称	プレミアム付商品券事業	
目的外利用の 必 要 性	<p>1 申請勸奨対象者の把握 生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者は商品券の購入対象外であることから、申請勸奨を行うに当たりこれらの者を除外するために、該当者の個人情報を目的外利用する必要がある。</p> <p>2 施設入所等児童等の把握 施設入所等児童等については、施設所在自治体が購入引換券の交付を行う等特別な対応を実施することから、入所の措置等を行った自治体が、施設所在自治体及び住民票所在自治体に対し、当該施設入所等児童等に係る情報提供を行うこととしている。そのため、墨田区が入所の措置等を行った当該施設入所等児童等に係る個人情報を目的外利用する必要がある。</p>	

	<p>3 虐待を受けて入所の措置等が採られている障害者及び高齢者の把握</p> <p>養護者から虐待を受けて施設への入所の措置等が採られている障害者及び高齢者については、住民登録上養護者と同一世帯であっても、養護者に扶養されていないものとみなし、また、養護者による代理申請は認めないことから、これらの者を特定するために、当該障害者及び高齢者に係る個人情報を利用する必要がある。</p>
目的外利用の方法	該当者のリストの作成（紙媒体又は電子媒体）
本人通知	<p><input checked="" type="checkbox"/> できる</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> できない（その理由）</p> <p>墨田区が申請勸奨及び購入引換券の送付を行う者に対しては、申請勸奨及び購入引換券の送付を行う際に併せて通知する。</p> <p>墨田区が申請勸奨及び購入引換券の送付を行わない者に対しては、目的外利用したことのみを通知すると、本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、事業の概要及び個人情報の利用について、区ホームページ等により周知を行う。</p>
備考	
問い合わせ先	産業観光部 産業振興課 プレミアム商品券担当

外部提供に関する事項

項 目	内 容	
外部提供する個人情報記録名及び個人情報の項目	記 録 名	項 目
	1 障害者支援施設等入所者リスト (福祉保健部障害者福祉課保有)	氏名 生年月日 性別 住民票所在地 施設所在地(施設名) 入所等年月日 退所等年月日
	2 母子生活支援施設入所者リスト (福祉保健部生活福祉課保有)	氏名 生年月日 性別 住民票所在地 施設所在地(施設名) 入所等年月日 退所等年月日
外部提供の相手方	施設所在自治体及び住民票所在自治体	
外部提供の理由	施設入所等児童等については、施設所在自治体が購入引換券の交付を行う等特別な対応を実施することから、入所の措置等を行った自治体が、施設所在自治体及び住民票所在自治体に対し、当該施設入所等児童等に係る情報提供を行うこととしている。そのため、墨田区が入所の措置等を行った施設入所等児童等に係る個人情報を、施設所在自治体及び住民票所在自治体に対し外部提供する必要がある。	
提供の方法	該当者のリストを電子メール又は郵送により提供する。	
本人通知	<input checked="" type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> できない(その理由) 墨田区が申請勧奨及び購入引換券の送付を行う者に対しては、申請勧奨及び購入引換券の送付を行う際に併せて通知する。 墨田区が申請勧奨及び購入引換券の送付を行わない者に対しては、外部提供したことのみを通知すると、本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、事業の概要及び個人情報の利用について、区ホームページ等により周知を行う。	
備 考	住民票所在自治体に対しては、保護者に情報が流出することを防ぐため、施設所在地(施設名)の情報は提供しない。	
問い合わせ先	産業観光部 産業振興課 プレミアム商品券担当	